

◆計量の流れ

◎登録カードを使用しない場合

「乗車したまま手続きが完了できるよう計量事務職員がサポートします。」

- Step 1 申請書の作成と提出（事前に電話予約した場合は申請書を事務所で仮調製済み）
申請書（2部複写）については各市町の窓口でも配布します。
- ↓
- Step 2 内容確認（仮調製された申請書の場合はサインもしくは押印）と許可証発行
- ↓
- Step 3 計量員は申請書に基づき搬入物を確認し計量を行う
- ↓
- Step 4 許可証、登録カードと一緒に通行証を渡します。ダッシュボード上など前方より確認できる位置に通行証を掲示し場内を通行してください。
- ↓
- Step 5 ごみ種ごとに計量と荷降ろしします。係員の指示に従ってください。
- ↓
- Step 6 再度計量後、精算機で精算、領収書発行。
宛名入りの領収書が必要な方は係員にお申し付けください。
- ↓
- Step 7 搬入者は通行証、登録カードを返却し退場する。

◎登録カードを使用する場合

「登録申請時に登録カードと通行証をお渡しします。」

- Step 1 計量棟で登録カードをカードリーダーにかざす。原則、申請書の提出不要。
- ↓
- Step 2 画面の指示に従って選択もしくは確認
- ↓
- Step 3 ごみ種ごとに荷降ろし。プラットホームの係員の指示に従ってください。
ごみ種類ごとに計量を繰り返します。（2回計量）
- ↓
- Step 4 精算、後納事業者は計量伝票が発行される。現金の場合は精算機で精算、領収書発行

◆にしはりまクリーンセンターへの搬入について

搬入車両を登録することにより登録カードを使用した自動計量が可能になります。一度登録すれば、毎回の搬入許可申請手続きが不要になり、料金の後納制度（※）も利用できます。

登録カードの発行については、公営収集（直営、委託）、許可業者のほか定期的に施設を利用する個人事業者が対象となります。詳しくは登録申請時にお問い合わせください。ただし、登録手数料として初回及び更新時に500円の負担をお願いすることになります。

※後納制度は、一定規模の事業者に限ります。納付方法については納付書もしくは口座振替を予定
<更新手続き>

「登録カードの有効期限2年」

※ただし、期限内に許可業者登録の期限が到来する場合は、その期日をもって有効期限となります
ので期限内に更新手続きをお願いします。通行証に有効期限を記載しています。

<その他>

- ・登録カードは申請時の登録内容（排出地域、車両等指定）以外の場合は使用できません。
- ・登録カードは他人に譲渡、貸与できません。
- ・定期的に展開検査を行い搬入物の状況を確認しますのでご協力ください。
- ・産業廃棄物の持ち込み等、違反が判明した場合は施設の使用を制限する場合があります。